

別表十三（八）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第65条の13（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例）又は第65条の14（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第22条の9の2（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例に係る添付書類）に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので、御注意ください。

また、取得期間内に措置法第65条の13第1項第2号の土地建物等の譲受けをする見込みであるため特別勘定を設けたとき等は、当期及びその特別勘定の残額がないこととなるまでの各事業年度において「特別勘定に経理した場合」の各欄その他所要の欄の記載をする必要があります。

2 この明細書は、交換又は譲渡した交換譲渡資産等の種類ごとに用紙を改めて記載します。

3 「対価の額11」には、譲渡した交換譲渡資産等の譲渡の対価の額又は交換譲渡資産等の交換による譲渡の日におけるその資産の時価の額を記載します。

4 「圧縮限度額の計算」の「取得資産等の価額に対応する帳簿価額 $(19) \times \left(\frac{(20)}{(20)+(21)} \text{又は} \frac{(20)}{(22)} \right)$ 23」は、①交

換により土地建物等のみを取得した場合（いわゆる等価交換の場合）及び②交換により土地建物等と交換

差金を取得した場合には「又は $\frac{(20)}{(22)}$ 」を消し、③譲渡

に係る対価の額が譲り受けた土地建物等の取得価額と等しい場合及び④譲渡に係る対価の額が譲り受けた

土地建物等の取得価額を超える場合には「 $\frac{(20)}{(20)+(21)}$ 又は」

を消します。

5 「圧縮限度額の計算」の「譲渡資産等の帳簿価額」の「 $(28)+(29)$ 又は $(27)+(28)-(30)$ 31」は、交換ととも

に交換差金を支出した場合には「又は $(27)+(28)-(30)$ 」を消し、譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合には「 $(28)+(29)$ 又は」を消

6 「特別勘定に経理した金額35」には、措置法第65条の14第3項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

7 「翌期繰越額の計算」の「同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額45」及び「当期中に益金の額に算入すべき金額46」には、措置法第65条の14第10項及び第11項の規定により特別勘定を取り崩して益金の額に算入した金額を記載します。